参考資料１-③

3. 地方文化財保護行政の所管について

○平成29年提案募集により、鳥取県・山口県・徳島県・大分県が提案（No. 183・224）

・教育委員会が所管することとなっている文化財保護行政について、地方自治体の選択に従い首長部局でも所管できるようにする。（根拠法：「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「文化財保護法」）

【平成２９年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）】

地方の文化財保護に関する事務（地方教育行政の組織及び運営に関する法律21条14号）については、文化財保護に関して優れた識見を有する者により構成される審議会を置くものとすること、文化財保護に知見を有する職員を配置することなど、専門的・技術的判断の確保等の措置を講じた上で、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が管理し、執行することを可能とする。

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（平成30年6月8日公布・平成31年4月1日施行）

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが重要。

このため、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

○地方公共団体における**文化財保護の事務**は教育委員会の所管とされているが、条例により**地方公共団体の長が担当できる**ようになった。
（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条）

○長が文化財保護事務を担当することとした地方公共団体は、条例により**地方文化財保護審議会を置く**ものとされた。（文化財保護法第190条）

（参考）文部科学省における検討経緯

○文化審議会文化財分科会企画調査会（H29.6～H29.11：全14回）

・地方公共団体へのヒアリングを実施：尾道市（第3回）、鳥取県・太宰府市・萩市（第8回）

⇒文化審議会が「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）」を決定

○中央教育審議会地方文化財行政に関する特別部会（H29.10：全2回）

・特別部会委員である首長・教育長が、地方文化財行政の在り方について意見：奈良県知事 ほか ４市２町

⇒「地方文化財行政の在り方」をとりまとめ、中央教育審議会総会（第114回）に報告